

権」に改める。

第6条の2中「次条及び第10条の2において単に「」を「以下「貸付資格の」に改め、「(様式第1号)」の次に「(以下「認定申請書」という。)」を加え、「第10条の2第1項」を「第10条第1項」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 知事は、前項の規定により認定申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、貸付資格の認定をすることの可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の場合において、認定申請書と併せて第8条第1項の規定による沿岸漁業改善資金借入申込書の写しの提出を受けたときは、前項の結果を同項の規定により申請者に通知するとともに、融資機関（申請者が貸付金の貸付けを受けようとする融資機関に限る。）に通知するものとする。

第6条の3を削る。

第7条の見出しを「(県による貸付け)」に改め、同条中「貸付金の貸付けを受けようとする者は、第6条の2の沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書」を「県による貸付けを希望する者は、前条第1項の規定による認定申請書」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 知事は、前項の規定により沿岸漁業改善資金貸付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、貸付けをすることの可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により貸付けをする旨の通知を受けた申請者は、沿岸漁業改善資金借用証書(様式第2号)を知事に提出するものとする。

第8条を次のように改める。

(融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け)

第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者で、融資機関から貸付けを受けることを希望するものは、沿岸漁業改善資金借入申込書(様式第3号)を融資機関に提出するとともに、第6条の2第1項の規定による認定申請書の提出と併せて当該沿岸漁業改善資金借入申込書の写しを知事に提出するものとする。

- 2 融資機関は、県貸付金の貸付けを受けようとするときは、沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書(様式第4号)を知事に提出するものとする。

- 3 知事は、前項の規定により沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、貸付けをすることの可否を決定する。この場合において、知事は、貸付けをする旨を決定したときはその旨を融資機関に通知するものとし、貸付けをしない旨を決定したときはその旨を融資機関及び申請者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により貸付けをする旨の通知を受けた融資機関は、速やかに、申請者に対し貸付金の貸付けをする旨を通知するものとする。
- 5 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書（様式第5号）を知事に提出するものとする。
- 6 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに貸付金の貸付けを行うものとする。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として貸付金の貸付けを受けようとする者に対して既存債権の償還条件の変更等をしてはならない。
- 7 融資機関は、次に掲げる場合には、直ちにその旨を知事に報告し、その指示に従わなければならない。
 - (1) 貸付金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 貸付金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合
- 8 融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、また、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならない。
- 9 既に貸付資格の認定を受けている者が当該貸付資格の認定に係る貸付金の貸付けを受けようとする場合における第1項の規定の適用については、同項中「第6条の2第1項の規定による認定申請書の提出と併せて」とあるのは、「貸付資格の認定を受けていることを証する書類を添えて」とする。
- 10 県貸付金は無利子とし、償還期間（据置期間を含む。）は別表第2のとおりとする。

第9条を削る。

第10条第1項ただし書中「知事」を「貸付けの決定を行つた機関（知事又は融資

機関をいう。以下「貸付決定機関」という。)に改め、同条第2項中「(様式第3号)を知事」を「(様式第6号)(以下この条において「借受者事業実施報告書」という。)を貸付決定機関」に改め、同条第3項中「別表第2の左欄」を「別表第3の左欄」に、「沿岸漁業改善資金事業実施報告書」を「借受者事業実施報告書」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第9条とする。

- 4 融資機関は、第2項の規定により借受者事業実施報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、速やかに、沿岸漁業改善資金県貸付金事業実施報告書(様式第7号)に当該借受者事業実施報告書の写しを添えて知事に提出するものとする。
- 5 知事は、借受者事業実施報告書又は沿岸漁業改善資金県貸付金事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと認める場合は、借受者及び融資機関に対し必要な指示をすることができる。この場合において、借受者及び融資機関は、その指示に従わなければならない。

第10条の2の見出し中「認定」を「貸付資格の認定」に改め、同条第1項中「第6条の3第2項」を「第6条の2第2項」に、「認定」を「貸付資格の認定」に改め、同条第2項中「認定」を「貸付資格の認定」に、「通知するものとする」を「通知するとともに、借受者が融資機関から貸付けを受けている場合には、当該融資機関に対してその旨を通知するものとする」に改め、同条を第10条とする。

第12条各号列記以外の部分中「知事」を「貸付決定機関」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、支払期日前に、当該融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。
 - (1) 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - (2) 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき(借受者による貸付金の償還を沿岸漁業改善資金助成法第12条第2項において準用する同法第10条及び次条の規定により猶予したことにより、融資機関が、県貸付金の償還を償還期日までに行うことができないときを除く。)
 - (3) 知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その

報告を怠ったとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

第13条各号列記以外の部分中「知事」を「貸付決定機関」に改める。

第14条中「申請しようとする」を「受けようとする」に、「(様式第4号)」を「(様式第8号) (次条において「借受者支払猶予申請書」という。)」に、「知事に」を「貸付決定機関に」に改める。

第15条第1項中「沿岸漁業改善資金支払猶予申請書」を「借受者支払猶予申請書」に、「決定するものとする」を「決定し、その結果を申請者に通知するものとする」に改め、同条第2項を次のとおり改める。

- 2 融資機関は、前条の規定により借受者支払猶予申請書の提出を受けたときは、速やかに、沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予申請書(様式第9号)に当該借受者支払猶予申請書の写しを添えて知事に提出するものとする。

第15条に次の2項を加える。

- 3 知事は、前項の規定により沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支払を猶予することの可否を決定し、その結果を融資機関に通知するものとする。

- 4 前項の規定により通知を受けた融資機関は、同項の結果を申請者に通知するものとする。

第17条中「貸付金の」を「第2条第1項の規定による」に改める。

別表第1中「(第3条、第5条、第10条関係)」を「(第3条、第5条、第9条関係)」に改める。

別表第2中「(第10条関係)」を「(第9条関係)」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 (第8条関係)

資金の種類		償還期間等
1 経営等改善資金	(1) 操船作業省力化機器等設置資金	8年以内(据置期間2年以内を含む。)、農商工等連携促進法第14条第2項に規定する資金に係る県貸付金の場合にあつては10年以内(据置期間4
	(2) 漁ろう作業省力	

化機器等設置資金	年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条
(3) 補機関等駆動機器等設置資金	に規定する資金に係る県貸付金の場合にあつては10年以内(据置期間2年以内を含む。)、六次産業
(4) 燃料油消費節減機器等設置資金	業化法第11条第2項に規定する資金に係る県貸付金の場合にあつては10年以内(据置期間4年以内を含む。)
(5) 新養殖技術導入資金	5年以内(据置期間3年以内を含む。)、農商工等連携促進法第14条第2項に規定する資金に係る県貸付金の場合にあつては6年以内(据置期間4年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金に係る県貸付金の場合にあつては6年以内(据置期間3年以内を含む。)、六次産業化法第11条第2項に規定する資金に係る県貸付金の場合にあつては6年以内(据置期間4年以内を含む。)
(6) 資源管理型漁業推進資金	11年以内(据置期間4年以内を含む。)、農商工等連携促進法第14条第2項に規定する資金に係る
(7) 環境対応型養殖業推進資金	県貸付金の場合にあつては13年以内(据置期間6年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金に係る県貸付金の場合にあつては13年以内(据置期間4年以内を含む。)、六次産業化法第11条第2項に規定する資金に係る県貸付金の場合にあつては13年以内(据置期間6年以内を含む。)
(8) 乗組員安全機器等設置資金	6年以内(据置期間2年以内を含む。)
(9) 救命消防設備購入資金	救命胴衣及び消火器の購入費用に係る県貸付金の場合にあつては3年以内(措置期間1年以内を含む。)、イーパブ、レーダートランスポンダ及び小型漁船緊急連絡措置の購入費用に係る県貸付金の場合にあつては6年以内(措置期間1年以内を含む。)

	(10) 漁船転覆防止機器等設置資金	6年以内（据置期間2年以内を含む。）
	(11) 漁船衝突防止機器等購入資金	6年以内（据置期間1年以内を含む。）
	(12) 漁具損壊防止機器等購入資金	
2 生活改善資金	(1) 生活合理化設備資金	し尿浄化装置又は改良便そうの設置に必要な資材の購入費用に係る県貸付金の場合にあつては4年以内（据置期間1年以内を含む。）、自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）の設置又は太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用に係る県貸付金の場合にあつては3年以内（据置期間1年以内を含む。）
	(2) 住居利用方式改善資金	8年以内（据置期間1年以内を含む。）
	(3) 婦人・高齢者活動資金	4年以内（据置期間1年以内を含む。）
3 青年漁業者等養成確保資金	(1) 研修教育資金	6年以内（据置期間2年以内を含む。）
	(2) 高度経営技術習得資金	6年以内（据置期間1年以内を含む。）
	(3) 漁業経営開始資金	11年以内（据置期間4年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金に係る県貸付金の場合にあつては13年以内（据置期間4年以内を含む。）

様式第1号中「第6条の2の」を「第6条の2第1項の」に改める。

様式第1号の2中「第7条の」を「第7条第1項の」に改める。

様式第2号中「（第9条関係）」を「（第7条関係）」に、「別表第1の3の(2)」を「別表第1の3の(3)」に改める。

様式第4号中「富山県知事」を「貸付決定機関」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第3号中「（第10条関係）」を「（第9条関係）」に、「富山県知事」を

「貸付決定機関」に、「第10条第2項」を「第9条第2項」に改め、同様式を様式第6号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第7号（第9条関係）

沿岸漁業改善資金県貸付金事業実施報告書

年 月 日

富山県知事 殿

報告者 主たる事務所の所在地

融資機関の名称及び代表者の氏名

富山県沿岸漁業改善資金貸付規則第9条第4項の規定により、次のとおり事業を完了したので、報告します。

貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定番号	年度 第 号
資金借受年月日	年 月 日
資金の種類	
借受金額	千円

注 借入金額欄については、千円未満の端数は、切り捨てて記入すること。

添付書類 沿岸漁業従事者等から提出のあつた沿岸漁業改善資金事業実施報告書（様式第6号）の写し

様式第2号の次に次の3様式を加える。

様式第3号（第8条関係）

沿岸漁業改善資金借入申込書

年 月 日

融資機関の代表者 殿

申込者 住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名
電話番号

富山県沿岸漁業改善資金貸付規則第8条第1項の規定により、次のとおり沿岸漁業改善資金（ 資金）の借入れを申し込みます。

1 借入申込みの概要

資金の種類	償還期間	据置期間	資金交付希望年月日	借り受けようとする事業費等		
				事業量	事業費	申請額
	年	年	年 月 日		千円	千円

2 連帯保証人

住所	氏名	申請者との関係

3 担保物件

--

4 償還計画

償還計画												
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	
支払期日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	
年月日	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
備考												

5 申請者の概要

氏名又は名称及び代表者の氏名	
事業開始の時期	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従業者数	

注 金額の数値で千円とあるものについては、千円未満の端数は、切り捨てて記入すること。

様式第4号（第8条関係）

沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地

融資機関の名称及び代表者の氏名

沿岸漁業改善資金助成法第3条第2項に規定する沿岸漁業改善資金の貸付けを実施するため、次のとおり県貸付金を借用したいので、富山県沿岸漁業改善資金貸付規則第8条第2項の規定により申請します。

沿岸漁業改善資金県貸付金借入金額 円

添付書類 沿岸漁業従事者等から提出のあつた沿岸漁業改善資金借入申込書
(様式第3号) の写しその他知事が必要と認める書類

様式第5号（第8条関係）

収入印紙
貼付欄

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書

年 月 日

富山県知事 殿

主たる事務所の所在地

融資機関の名称及び代表者の氏名 ⑩

- 1 沿岸漁業改善資金県貸付金 金 円借用しました。
- 2 沿岸漁業改善資金に係る法令、国の通知及び富山県沿岸漁業改善資金貸付規則並びに別紙の特約条項を遵守し、償還期日までに必ず償還することを確約いたします。
- 3 償還期限及び償還金額は、次のとおりとします。

資金の種類		貸付決定番号		貸付金額	
				千円	
償還期限		年 月 日			
償還方法	償還期日		金額	残高	備考
	第1回	年 月 日	千円	千円	
	第2回	年 月 日	千円	千円	
	第3回	年 月 日	千円	千円	
	第4回	年 月 日	千円	千円	
	第5回	年 月 日	千円	千円	
	第6回	年 月 日	千円	千円	
	第7回	年 月 日	千円	千円	
	第8回	年 月 日	千円	千円	
	第9回	年 月 日	千円	千円	
	第10回	年 月 日	千円	千円	
	第11回	年 月 日	千円	千円	
	第12回	年 月 日	千円	千円	

(別紙)

特約条項

(借入金の使用)

第1条 債務者（以下「乙」という。注：融資機関）は富山県（以下「甲」という。）から借り受けたこの資金と同額を、（以下「丙」という。）に対し、無利子で転貸する。

(期限前償還)

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙が県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が県貸付金の償還を怠ったとき（丙に転貸した資金の償還を沿岸漁業改善資金助成法第12条第2項において準用する同法第10条の規定により猶予したことにより、乙が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができないときを除く。）。
- (3) 甲が乙に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠ったとき。
- (4) 乙が借受金を借入後速やかに貸付けをしないとき。
- (5) 乙がこの資金の借入に際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (6) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産手続開始若しくは再生手続開始の申立てがあつたとき。
- (7) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所から取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (8) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (9) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。

(10) 乙が富山県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの証書に基づく義務の履行を怠つたとき。

(11) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第3条 乙は、償還期限にかかわらず、借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(転貸債権の期限前償還及び繰上償還)

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、この証書に定める償還期限にかかわらず、速やかに受領額を甲に償還する。

3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 乙は、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲の定めるところにより、遅滞なくその旨を甲に報告する。

(1) この借入金の転借により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなつたことを知つた場合

(2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合

(3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合

(4) 乙丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合

(5) その他甲が指示する場合

(調査)

第7条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(違約金)

第9条 乙は、支払期日又は期限前償還を請求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し年12.25パーセントの違約金を甲に支払う。

2 乙は、丙が沿岸漁業改善資金助成法第12条第2項において準用する同法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、甲が支払期日を過ぎて支払を猶予しない旨の決定を行ったときも、前項の規定による違約金を支払う。

3 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

4 乙は、前項により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に償還する。

様式第8号の次に次の1様式を加える。

様式第9号（第15条関係）

沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地

融資機関の名称及び代表者の氏名

富山県沿岸漁業改善資金貸付規則第15条第2項の規定により、次のとおり支払を猶予願いたく申請します。

資金の種類					
借入金額		千円			
当初の償還方法	償還期日			金額	
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変更後の償還方法	償還期日			金額	
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円

添付書類 沿岸漁業従事者等から提出のあつた沿岸漁業改善資金支払猶予申請書（様式第8号）の写し

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県沿岸漁業改善資金貸付規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(水産漁港課)